

令和6年(モ)第2号 文書提出命令申立事件

(基本事件 令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件)

決 定

住 所 広島県庄原市三日市町309

5 申立人(基本事件原告) 高 野 邦 夫

住 所 東京都千代田区霞が関1-1-1

相手方(基本事件被告) 国

同代表者法務大臣 小 泉 龍 司

同指定代理人 高 野 剛

10 同 山 本 勝 宏

同 千 同 舞

同 齊 藤 慎 也

同 石 井 秀

同 山 下 峻

15 同 武 隈 亮

同 大石田 賢 治

主 文

本件申立てを却下する。

第1 申立ての趣旨及び理由

20 本件申立ての趣旨及び理由は、申立人作成の別紙文書提出命令申立書(2)、別紙証拠説明書(4)のとおりである。

第2 当裁判所の判断

25 文書提出命令の申立ては、当該文書を書証として利用するための方法として認められた制度であるところ、一件記録を精査しても、申立人が基本事件において立証活動をする上で、本件申立ての対象文書を書証として利用する必要があるとは認められない。



よって、主文のとおり決定する。

令和6年6月6日

広島地方裁判所三次支部

裁判官

岡

村

祐



5

これは謄本である。

前同日同庁

裁判所書記官

藤永芳真

